

議案第 8 5 号

羽生市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

羽生市立小・中学校体育施設の使用に関する条例（昭和 5 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用の許可）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、当該指定施設を管理する学校長の意見を聴かなければならない。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第 6 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（ 1 ） ・ （ 2 ） （略）</p> <p>（ 3 ） 使用者が使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに<u>使用の許可の取消しの申出を行い、当該使用の許可の取消しを受けたとき。</u></p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第 9 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用の条件を変更し、若しくは<u>当該使用を停止し、又は当該使用の</u></p>	<p>（使用の許可）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 教育委員会は、前項の<u>規定による</u>許可をする場合において、当該指定施設を管理する学校長の意見を聴かなければならない。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第 6 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（ 1 ） ・ （ 2 ） （略）</p> <p>（ 3 ） 使用者が使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに<u>使用許可の取消しの申出を行い、当該使用許可の取消しを受けたとき。</u></p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第 9 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用の条件を変更し、若しくは<u>使用を停止し、又は使用許可を取り</u></p>

<p>許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>使用の許可</u>の申請に偽りがあったとき。</p> <p>(2) <u>使用の許可</u>の条件に違反したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第12条 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定施設の<u>使用の許可</u>等に関する業務</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>消すことができる。</p> <p>(1) <u>使用許可</u>の申請に偽りがあったとき。</p> <p>(2) <u>使用許可</u>の条件に違反したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第12条 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定施設の<u>使用許可</u>等に関する業務</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

使用料

施設名	使用区分				
	午前	午後	昼間1日	夜間	昼夜1日
羽生北小学校 校体育館	500円	500円	1,000 円	1,200 円	2,200 円
新郷第一小 学校体育館	400円	400円	800円	1,000 円	1,800 円
新郷第二小 学校体育館	400円	400円	800円	1,000 円	1,800 円
須影小学校 体育館	400円	400円	800円	1,000 円	1,800 円
岩瀬小学校 体育館	400円	400円	800円	1,000 円	1,800 円
川俣小学校 体育館	400円	400円	800円	1,000 円	1,800 円

手子林小学校体育館	400円	400円	800円	1,000円	1,800円
羽生南小学校体育館	500円	500円	1,000円	1,200円	2,200円
羽生東小学校体育館	400円	400円	800円	1,000円	1,800円
西中学校体育館アリーナ	500円	500円	1,000円	1,200円	2,200円
西中学校体育館柔道場	200円	200円	400円	400円	800円
西中学校体育館剣道場	200円	200円	400円	400円	800円
西中学校体育館卓球場	100円	100円	200円	200円	400円
南中学校体育館	500円	500円	1,000円	1,200円	2,200円
東中学校体育館	500円	500円	1,000円	1,200円	2,200円

備考 午前とは、午前9時から正午までとし、午後とは、午後1時から午後5時までとし、昼間1日とは、午前9時から午後5時までとし、夜間とは、午後6時から午後9時30分までとし、昼夜1日とは、午前9時から午後9時30分までとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明